

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 6 月 30 日

月 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則	1
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	4
○県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則	
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	5
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	
○寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7

## 規 則

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月 30 日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第484号

県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、県職員及び県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年富山県条例第45号。以下「条例」という。）に基づき、県職員及び県費負担教職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第26条の6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

**第2条** 法第26条の6に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(配偶者同行休業をすることができる職員)

**第3条** 条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定める要件は、条件付採用期間中の職員でないこととする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

**第4条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

**第5条** 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

**第6条** 第4条第2項の規定は、条例7条の届出について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

**第7条** 条例第8条第2号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者同行休業をしている職員が、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）第13条第6号及び第7号に規定する特別休暇を取得することとなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用に係る人事異動通知書の交付)

**第8条** 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 条例第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 条例第 9 条第 3 項の規定により、同条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合  
（職務復帰）

**第 9 条** 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（第 7 条第 2 号に規定する事由に該当することにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（配偶者同行休業に係る人事異動通知書の交付）

**第 10 条** 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
  - (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
  - (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
- 2 任命権者は、前項の書面を交付したときは、その写しを速やかに人事委員会へ提出するものとする。

（雑則）

**第 11 条** この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

#### 富山県人事委員会規則第485号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「又は第10号」を「、第10号又は第11号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大坪 健

#### 富山県人事委員会規則第486号

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第313号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「条例第3条第3項第2号」を「条例第3条第3項第3号」に、「法律第261号」を「法律第261号。以下「法」という。」に改める。

第11条に次の2号を加える。

(5) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第3条第

- 1項若しくは法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をした期間
- (6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第3条第1項若しくは法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

**富山県人事委員会規則第487号**

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第259号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

**富山県人事委員会規則第488号**

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

---

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第3号、第18条の3第2項第2号及び第18条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

#### 富山県人事委員会規則第489号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第267号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(10) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

#### 富山県人事委員会規則第490号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第38条第2項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合  
第38条第2項に次の2号を加える。

(9) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(10) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年6月30日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

#### 富山県人事委員会規則第491号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(11) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員

第9条第2項第6号中「第22条第2項第4号」を「第22条第2項第5号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第10条第2項中「及び第3項」を削る。

第18条第2号中「又は第10号」を「、第10号又は第11号」に改める。

第22条第2項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

第23条第3項中「第8号」を「第11号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。